

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人岩手労働基準協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、労働基準法・労働安全衛生法及び関係法令の普及、一般労働条件の確保・改善、労働災害防止、健康保持増進等を図るため、必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労働基準法・労働安全衛生法及び関係法令並びに一般労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持増進等の普及啓発支援事業
  - (2) 労働安全衛生法及び関係法令等に定める資格付与及び教育の事業
  - (3) 国又は地方公共団体からの委託事業に関する事業
  - (4) 健康診断の実施に関する事業
  - (5) 労働保険事務組合の事務に関する事業
  - (6) 安全衛生保護具等の斡旋に関する事業
  - (7) 不動産の賃貸及び施設の貸与に関する事業
  - (8) 関係官庁との連絡及び関係諸団体との連絡提携に関する事
  - (9) 会報の発行に関する事業
  - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、岩手県において行うものとする。

## 第 2 章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第 5 条 この法人の目的に賛同し、この法人、団体、個人事業主または個人を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。

3 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第 3 章 資産及び会計

#### (基本財産)

第 6 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

#### (事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 4 章 役 員

### (役員 の 設置)

第 1 1 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上 16名以内（会長、副会長、専務理事を含む）
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち 1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち第 2 項の副会長 1名及び専務理事を業務執行理事とする。

### (役員 の 選任)

第 1 2 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事である副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 業務執行理事でない副会長については、理事会の承認を経て理事の中から会長が委嘱する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

### (理事 の 職務 及び 権限)

第 1 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担し執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事 の 職務 及び 権限)

第 1 4 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員 の 任期)

第 1 5 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第17条 理事及び監事に対して、評議員会において定める報酬等の支給の基準により報酬を支給することができる。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第18条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第19条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

(招集)

第20条 理事会は、毎事業年度2回以上、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順位により、その理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日

の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しななければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第21条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案に異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、この議事録に記名押印する。

## 第6章 評議員

(評議員)

第23条 この法人に評議員7名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第24条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由

- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める 評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任期）

- 第25条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第26条 評議員に対して、評議員会において定める報酬等の支給基準により報酬を支給することができる。

## 第7章 評議員会

（構成）

- 第27条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第28条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第29条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第30条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員会は、会長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第31条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人が、この議事録に記名押印する。

（評議員会の議長）

第33条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

## 第 8 章 支 部

(設置等)

第 3 4 条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、盛岡市、花巻市、一関市、宮古市、釜石市、大船渡市、二戸市に支部を置く。

2 支部の運営に関する必要な事項は、評議員会及び理事会の権限を奪うことのない範囲で、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 5 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の3分2以上の議決を得て変更することができる。

ただし、第 3 条に規定する目的及び第 24 条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分3以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第 3 6 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 3 7 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 3 8 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 3 9 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、岩手県において発行する岩手日報に掲載する方法による。



## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律等の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときには、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、三浦 宏とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

後藤 道也	高木 秀明	佐藤 慶彦	和山 軍生
伊藤 敏	長山 公昭	津田 保之	田代 直也
三國 慶耿	小野塚 徹	前田 光春	大森 琢哉
佐藤 弘	宮澤 信平	爪木澤 光毅	一沢 明男
中田 専市			
- 5 第7条、第8条、第11条、第17条、第24条、第26条、附則別表を変更する規定は、平成25年6月19日から施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第6条関係）

第306回 利付国債（10年） 10,000,000円

附則（令和2年3月24日）

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第6条関係）

横浜市令和元年度第12回事業公債（10年） 10,000,000円

（施行期日）

この別表の改訂は、令和2年3月24日から施行する。